

## 地域主権セミナー

平成22年3月19日開催

主催者あいさつ

野田勇喜雄 三重県議会副議長

ただ今から地域主権セミナーを開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます三重県議会副議長の野田勇喜雄でございます。どうぞよろしく願いたします。

最初に主催者であります三重県議会を代表して、議長の三谷哲央からごあいさつ申し上げます。

三谷哲央 三重県議会議長

三重県議会議長の三谷哲央でございます。

今日は地域主権セミナー、このように開催をさせていただきましたところ、大変お忙しい中、このように多勢の皆さん方ご参加を賜りまして本当にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、昨年8月、衆議院総選挙の結果、新しい民主党の政権ができました。新しい政権は今までの中央集権から地域主権への転換をはかる、これが1丁目1番地だと、こうおっしゃっております。

この3月5日には、いわゆる地域主権改革の2法案というのが閣議決定をされたところでございます。これを受けまして、地方6団体では、法案化されたこと自体は評価をいたしております。これからの早期成立に向けて大きな期待を持っておるところでございます。とりわけ義務付け・枠付けの見直し、また、一括交付金等への流れ、こういうものの促進に期待を持ちながら見守っておるところでございます。

今日は前の三重県の副知事でございます望月達史さん、お招きをいたしました。現在の内閣府の地域主権戦略会議の事務局の次長という、大変この時代でのキーマンの一人かなと、そんな思いがいたしております。今日のこのセミナーが皆さん方の地域主権への理解の一つの促進につながれば、また、三重県議会をはじめとしたこの三重県、また、各自治体の自立へ向けてのその一歩になればと、そういう思いでございます。

限られた時間でございますが、今日のこのセミナーが実りあることになることを大いに期待をいたしまして、簡単ではございますが、主催者を代表いたしましてごあいさつに代えさせていただきますと思います。

今日は本当にどうもありがとうございました。

野田三重県議会副議長

それでは、早速講演に移らせていただきます。

本日のご講演をいただきます講師の方をご紹介します。前三重県副知事、現在、内閣府地域主権戦略室次長でいらっしゃいます望月達史様でございます。望月様のご経歴はお手元に配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。本日は大変ご多忙のところお越しいただき、地域主権改革の動向と題しましてご講演をいただきます。

それでは、望月さん、よろしくお願いいたします。

(3) 講演

演題「地域主権改革の動向」

講師・内閣府地域主権戦略室次長 望月 達史 氏

ただ今、ご紹介をいただきました内閣府の地域主権戦略室の望月でございます。今日はこういったセミナーにお招きをいただきましてありがとうございます。

また、ちょうど1年半前まで三重県庁に在職をいたしておりまして、今日、会議をご主催の三重県議会はじめ、皆様方には大変お世話になりました。ここに改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

今ほど、三谷議長からご紹介がありました。今年の政権交代を経て、これまでの地方分権ということにつきましては、地域主権と名前を変えまして、様々な施策がこれから展開されようとしております。具体的には、今、お話がありましたように、関連の法案が国会でこれからご審議をいただくという段になっておりまして、少しずつ中身が皆さん方にもご覧いただけるのかなというふうに思います。今日はそういった流れにつきまして、現状をご報告いたしまして、皆様方のご意見なり、ご指摘をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、今日はこれを申し上げようかと迷ってきたんですけども、昨日、久しぶりに神宮杉を食べました。神宮杉って伊勢のお土産お菓子で、バームクーヘンのようなお菓子がありますけれども、久しぶりに昨夜食べました。私事で恐縮ですが、娘の会社の先輩がお2人先週の土日にお伊勢参りをしたそうです。

実は1月頃、娘から会社の先輩が伊勢に行きたいと言っているのだけれども、どこにどう行ったらいいのか、何か言ってくれないかなという話があったものから、パンフレットを見ながら、初めてお2人とも行かれるということなものですから、私なりにここがいいんじゃないかということを書いてお渡ししたんですね。大体定番のコースですと、2日あれば大体はご覧いただけるのかなと思って、そういったことも含めてお話ししたんです。女性お2人で、まだご結婚されてないんで、佐瑠女神社をご紹介しました。猿田彦神社の中にある、入って右側のところに小さな祠があるんですけども、あそこは天宇受売命を祭られています。女性の神様ですので、そこをご紹介しましたところ、行っていただいたそうです。初めて新しい宇治橋も渡られたし、それから内宮も外宮も、猿田彦神社とか、佐瑠女神社とか、それから、伊勢うどんとか、てこね寿司とか、お菓子もしっかり食べてもらったそうでして、大変私としましては紹介した甲斐があったかなということを感じながら、昨日、おみやげでいただいた神宮杉を食べました。

すいません。そんな話から入って大変恐縮ですが、お手元に資料をお配りいたしております。地域主権改革関係資料ということで、1ページをお開きください。先ほど三谷議長から1丁目1番地というお話がございました。この国会の冒頭の鳩山総理大臣の国会の施政方針演説の中に、こういったくだりがございます。地域主権の実現は鳩山内閣の改革の1丁目1番地ですと。地域主権戦略の工程表に従い、政治主導で集中的かつ迅速に改革を進めますということをお鳩山総理が述べておられます。

1ページにあります地域主権戦略会議というのは、こういった事柄をいわば政府のエンジンといたしまして、今年の11月に閣議決定によりましてできました会議

です。1番の2行目のところに、地域主権に資する改革に関する施策を検討し実施するとありますが、ここで考え、決めて、そして実行するという一番のエンジン、これが地域主権戦略会議です。

私が今おりますところは、この会議のいわば事務局でございまして、ここにかけます事柄でありますとか、具体的にどういった事柄をやるかということについて、私ども事務方が作業をしてると、そういうことでございます。

2ページに、この地域主権戦略会議の名簿がございまして、鳩山総理が議長、そして原口地域主権推進の担当の特命大臣、原口総務大臣でいらっしゃいますけども、総務大臣が地域主権推進の担当大臣でもあられまして、副議長を務められ、以下、このようなメンバーで今議論が進められております。

じゃ、ここで具体的に何をしてるかということなんですが、3ページ目の表をご覧ください。今日はこの表を中心に説明いたしますので、何度かこの表に立ち戻っていただきます。ここにありますように、地域主権戦略会議自身はこれまで2回開かれておりまして、直近の3月3日に開かれた会議で出されましたものを、そのときの議論を元に改訂したものがこれです。大きく4つに分かれておりまして、左のほうをご覧くださいんですが、地域主権戦略会議という、いわばそのエンジンの部分であります議論の場の事柄、それから、下にいっていただきますと、規制関連、予算関連、法制関連とございます。

まず、最初に申し上げるのは、この地域主権戦略会議、この上の部分ですが、現在は閣議決定に基づきます会議でございまして、これを法律に位置付けようということで、3月5日に閣議決定をいたしまして、法案をこれから国会でご議論いただくという段になっております。

5ページをお願いいたします。ちょっとページの数字が見つらなくなっておりますが、左のほうの真ん中に5と振っております。地域主権改革関連2法案の概要という紙でございまして、左のほうに黄色刷りで1番、右に2番とございますが、左側のほうの地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備法案、この中の(1)番に地域主権戦略会議の設置ということで、今は閣議決定に基づきます会議でございまして、これを法律に位置付けようということで、このように法定化をしようということで案を作り、今、国会の議論が始まるとうところかと思っております。この中の二重の線で囲ってありますが、地域主権改革について定義づけを法律でいたしております。ここにありますように、憲法の理念の下にうんぬんとありますが、お読みいただければ、ごく自治関係の仕事をしてる方にとりましては、まあそうだろうなというふうなことが書いてあるというふうにご理解いただけるのではないかなと思っております。当たり前のことではないかという指摘もあるかと思いますが、この当たり前のことを実行するのがなかなか大変だという歴史があるわけです。ここで位置付けをしております。

お戻りいただきまして、先ほどの3ページの表をお願いいたします。この地域主権戦略会議では、その本体の会議自体を法律で位置付けようということをお願いいたしましたけども、もう1つ重要ないわば会議がございまして、それがこの表の一番下でございまして、法制関連の一番下に「国・地方の協議の場の法制化」と書いてあります。

7ページをお願いいたします。国と地方が協議をする場というのは、これまで法律で位置づけられたものはありませんでした。昨年の選挙の前に各党が地方分権、地域主権に関して様々な施策、マニフェストを出されましたけれども、各党こぞっ

て国と地方の協議の場につきましては、法律をつくる方向で考えるということをお示しになりました。今回、国と地方の協議の場につきまして、現政権の下でこういった内容の法案を国会に出したところがございます。この水色のところが国と地方の協議の場のテーブルというふうにご覧ください。左側のほうに国側、右のほうに地方側とありまして、国側のほうにつきましては、官房長官以下のメンバーで臨むと。右のほうの地方側というのは、6団体の代表、そういった方々が同じテーブルについて協議をするという、そういう場づくりの法案を今出しております。

内閣総理大臣の位置付けですが、頭にありますように、総理大臣には3つの役割がございます。1つは、この会議を招集すること。太い矢印がございます。それから、左のほうに細い矢印がありますが、議長と議長代行を指定するという役割があります。それから、3つ目は小さなかっこ書きで総理大臣の下に書いてありますが、いつでも会議に出席をして発言することができる。これが法律に明記されております。総理大臣はメンバーではありませんけれども、こういった形で会議のリーダーシップを持って引っ張っていくということが想定をされています。

じゃあ、この場で何を議論するのかということですが、5ページにお戻りいただきまして、5ページの右側のほうをご覧ください。5ページの右側のほうに、今申し上げました協議の場の法律案の概要が載せてあります。番、協議の対象というところですが、3つ「・」がありますけれども、次に掲げる事項のうち、重要なものとありまして、国と地方の役割分担に関すること。それから2つ目は、地方行政・財政・税制・自治に関すること。それから3つ目は、経済とか社会保障とか、おおよそ地方自治に影響を及ぼす事柄、こういったことにつきまして、国と地方の協議の場で議論をするということが法律上明記されております。これを見ていただきますように、相当幅広い内容のことについて議論し得るということになっています。具体的に年に何回やるかとか、それから、どういうふうに進めるのかということはこのからの議論ではありますけれども、この協議の場で具体的に決めていくということになります。なかなか大きな場ではありますし、議論し得る事柄も大変大きなことですので、この場をどのように使って回していくかということ、これからの地方と国のあり方を考える際にはポイントになるかと思えます。おそらくこの協議の場の事務局のようなものも、これはまだ確定はしておりませんが、私たちのところで担当するのではないかなと思えます。

次に、8ページをご覧ください。8ページは、この協議の場の法案を作るにあたって、どんなふうな議論がされてきたかということです。これはもちろん閣法といひまして、政府が提案した法案なんですけれども、通常政府が法律案を提案する場合には、担当の府省の中でいろいろ議論をして案を作って、最終的には閣議決定を経て国会に出すということになりますけれども、この法案につきましては、この法案は内閣府、私たちのところが中心になっていろいろ事務手続きをしたわけなんですけれども、非常に特徴的な作り方をしております。ここにありますように、右上のところに法制化の実務検討グループとありますが、昨年11月に国と地方の協議、これは法律に基づくものでありませんけれども、6団体と総理、官房長官の入った会議の中で、こういったことをオープンで議論をしていこうというふうな提案が出されまして、ここにありますように、3回の議論を経て、これは全部オープンな議論です。かなり白熱した議論があったんですが、この議論を経てこの法案になっております。国側と地方側がオープンな場で、たたき台を元にこういった法案を作ったということは、恐らく初めてではないかなというふうに思います。策定する手続

きにあたりまして、非常に特徴的なものではないかなと思います。こういった手続きを経て法案が3月5日に閣議決定をされて、これから国会でご審議を賜ると、そういう段になっています。いずれにいたしましても、何をどのように協議していくかということが大きなポイントかと思います。

先ほどの5ページにもう一度お戻りいただきまして、5ページの今の法律案の中身をもう少しお話しいたしますが、1番、招集がありますが、総理大臣がこういったテーマで議論しようという、テーマを具体的に示したうえで招集をかけるという、そういう内容になっています。それから、4番には分科会とありまして、分科会も必要に応じて開催ができる。あるいは、5番の国会への報告ですが、議長は協議の場の終わった後、遅滞無く協議の概要を記載した報告書を作成して国会に出すとあります。当然協議ですので、その場で合意ができたもの、合意し得なかったもの、いろんなことが出てくると思います。そういった合意ができたものもできなかったものも含めて、全部国会の場に報告をしようという内容になっています。それから、6番の協議結果の尊重ですが、協議が整った事項につきましては、議員、議員というのは、ここのメンバーのことです。このメンバーは協議結果を尊重ということで、尊重義務が課されています。したがって、6団体の代表の方がその場に来て合意した事柄については、6団体の代表の方々は持ち帰っていただいて、各構成員の方にそういった方向で決まったからということで決定をお伝えしていただき、皆様方でその結果を尊重するというをお願いすることになるかと思えます。そういう新しい仕組みがこれから国会でご議論いただくということになっています。

3ページにお戻りください。今、2つのことを申し上げました。地域主権戦略の流れの中で、一番頭にあります「地域主権戦略会議」、これはいわば政府の中の意思決定機関です。推進機関です。それから、一番下にあります「国・地方の協議の場の法制化」、これは国と地方の間話し合いの場でありまして、ここで真摯な議論を交わしていくということになります。政府部内、それから政府と国の間、この2つの議論につきまして、新しい会議が法律に基づいて設置しようということで、今その関係の法案を閣議決定し、国会でこれからご議論いただくということです。

次に、中身の話でございます。1つ目は、この表の上から2つ目の規制関連でございます。法令によります自治体への義務付け・枠付けの見直しでありまして、これは前政権の下で設けられた地方分権改革推進委員会、この委員会から4回の勧告がありまして、その勧告で指摘をされました事柄について、できるものからどんどん移していくと、そういう事柄でございます。

6ページをお願いいたします。今国会に議論をお願いしようとしておりまして、既に政府部内では閣議決定したものがこの6ページのものでございまして、左のほうに改正の対象となる事項、右に改正後とありますが、例えば改正の対象となる事項の中に、施設とか公物設置管理の基準とあります。例で申し上げますと、真ん中に改正の概要例とありますが、3つ目の道路の構造の技術的基準をご覧ください。今、道路の基準、例えば幅員とか、それから傾斜とか、そういった事柄については国土交通省が定めをしております。地方にはそういった定めを受けた条例などはありません。今度はこれを各地方自治体で条例で定めるということになります。もちろん国土交通省はこれまでと同様に基準を作っていくわけですが、それに沿って、じゃあ三重県ではどうする、津市ではどうするということで、47都道府県、それから区・市町村がすべての自治体で国の基準に沿って条例を作っていくことに

なります。

ただ、100%沿うのではなくて、ここが今回の改正のポイントなんですけれども、改正の概要の例のところの右のほうにずっと目を追っていただきますと、条例に委任という右に、国の基準は基本的に「参酌すべき基準」と書いてあります。参酌という言葉があまり耳慣れない用語なんですけども、いわば国が例えば100と決めた場合に、自治体の判断でそれを102にできる、あるいは98にできるということで、いわばハンドルの遊びができるということになります。

したがって、自治体はその地域の実情に応じてハンドルを動かすことができるんですが、当然そのハンドルを動かす場合には、どうしてそうしたかということの説明責任も当然問われてきます。

したがって、執行部もこういった条例を議会に提案する際には、その理由を説明することが必要ですし、議会のほうでもそれに納得し議決する場合には意思決定機関として対外的に説明をいただくという場面が出てこようかと思えます。

いずれにいたしましても、まずは執行部がどのように考えるかなということになります。国が基準を決めておったことを、今度は自治体で条例で決めていただく。その場合に、程度の問題はありますけども、きつくもできるし、緩くもできるというふうなハンドルの遊びが、今度、自治体側のほうにできると、そういうふうな内容の改正が今回の法案の中に入っております。

その他いろいろございますけれども、そこで、その下のほうに2の施行日等とありますが、 にありますように、自治体の条例整備が必要なものにつきましては、基本的には施行は来年の4月1日ということにいたしております。このあたりはまた私どもといたしましても説明会等も開きまして、皆様方のご理解をいただくべく努力をしてまいろうと考えております。こういった事柄が今回の法案の中には63項目、条項数では121ほどございます。

その今の自治体に対します義務付け・枠付けの関連でもう1つ、ページをご覧ください。12ページをお願いいたします。12ページには、今申し上げました国がいろんな規制ごとで自治体を縛っているということについて、当面地方からの要望もいただきながら、今回法案を作成いたしましたけれども、まだ残っているものがたくさんございます。残っているものにつきまして、真ん中の中ほどに第2次見直しとありますが、第1次については、今回法案を提出いたそうとしておりますけれども、残ったものについては340項目、751条項とありますが、これについて今、実は関係の府省にこういう事柄について緩和といいますか、規制の見直しはできないのかという質問をしています。質問の回答がこの3月、連休をはさんで来ることになっておりまして、それをまとめて、これから各府省と、「いや、これはノーと言ったけれどもできるんじゃないですか」というふうな折衝をこれからすることになっています。もちろん事務的な整理は私たちがいたしますけれども、これは政治折衝として政務官なり副大臣が行うことになろうかと思えます。そういったことで、義務付け・枠付けについても第2段の見直しを今、やろうとしているところでございます。

それから、規制関連については2つ目が権限移譲でございます。次のページ、13ページをお願いいたします。基礎自治体、これは市町村ですね、市町村への権限移譲と読み替えてください。市町村への権限移譲につきましては、先の地方分権の推進委員会の勧告で第1次勧告というのが2年ほど前にありまして、そこで勧告がなされて、今回、それを受けてやっていこうというものです。県から市町村に移すべ

きだということが、ここにありますように、 の下の行ですね。359 事務、74 項目とありますが、その他に都市計画の事務がございますけれども、かなりの事務の数につきまして、県から市町村、今は県の権限ですけれども、市町村に移したらどうでしょうかということで、これも同じように各府省に今、回答を求めておりました、それもこの連休の前後には出揃う予定です。

今、ご案内のように県から市町村へは県の判断で条例で権限を市町村に移すことができます。かなりの県で、例えば農地転用の事務でありますとか、三重県もそうですけれども、県と市町村と協議をして移す条件を整えば移すということをしております。今回、各関係の府省をお願いをしております事柄については、ほとんどすべて既に県から市町村に移している実績のある事柄ばかりです。したがって、市町村はなかなかそれはできないんじゃないですかということはいにくい状況にあると思うんです。先ほど申し上げました義務付け・枠付けの問題、それから、今申し上げました権限移譲の問題、関係の府省と調整をしたうえで、夏までには法律改正に向けて節目を迎えていくということになります。

先ほどの3ページの表にもう一度戻っていただけますでしょうか。3ページの表の規制関連のところに、義務付け・枠付けの見直しと、基礎自治体、市町村への権限移譲という欄がありますが、ずっと右のほうに矢印がありまして、平成22年度の夏のところに黄色い棒があります。これ今年ですが、今年の夏、6月後半が一つの目処になるかと思えますけれども、そのあたりを一つの目標にして、地域主権戦略大綱というものを作ろうということで、今、準備、議論が始まっております。この地域主権戦略大綱の中には、今申し上げました義務付け・枠付けの第2弾でありますとか、権限移譲について政府としてこういったことをやりますということを書き込んでいくことになります。あと、3ヶ月前後の中で整理をしてやっていくということで作業が進められております。

次に、予算関連の真ん中をご覧ください。一括交付金化です。一括交付金化についても、夏に向けて基本的考え方を整理すると、このように表には書かれています。14ページをお願いいたします。一括交付金は民主党のマニフェストの地方関連の中で非常に大きな柱だと思います。ここの14ページの一番頭にありますように、国から地方へのひも付き補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革すると。これは戦略会議に出されたもちろん公表資料でありますけれども、こういうふうな方向で今、政府部内で議論が進められております。

ただ、これをやるにあたりましては、いろんな論点、課題がたくさんございます。論点としてここに書かれておりますことがありますように、今、国から地方に流れて、交付税を除きますと、補助金とか交付金とか、いろんな名前でお金が国から地方に移転してるわけですけれども、交付税を除きますと、今年度予算でいいますと21兆円あります。大変大きな金額です。21兆円のうち3分の2は社会保障関係のお金です。ざっと14.8兆円あります。医療の関係のお金、それから介護保険のお金、国民健康保険のお金、それぞれ皆様方、何かしらお関わりがあるかと思えますけれども、子ども手当もそうでございます。そういったふうに社会保障関係の14兆円を超えるお金が今、国から地方に移っております。それが一番大きいんですね。その次に大きいのは公共事業です。公共事業が3.1兆円、それから文教とか科学振興、文部科学省の関係が2.3兆円、その他が0.8兆円です。

国から地方に移転しております21兆円のお金を交付金化というのを考えるとき

に、どんなふうに考えていったらいいのかなという、その論点がこの 14 ページの紙でございます。一括交付金の話はこれまでいろんなところで議論がありましたけれども、具体的に政府として具体的な検討の俎上に上げて議論が始まるのは、多分これが初めてではないかなというふうに思います。

番の真ん中から下ですけれども、制度化に向けたポイントというのがあります。まず、1番で一括交付金の対象となるいわゆるひも付き補助金の範囲、どういったものを一括交付金の対象とするのかという議論があります。少しいろいろと実態をイメージしていただければお分かりかと思うんですけれども、例えば1番のところの2つめの矢印に、災害復旧のような補助金、それから防衛施設に関するような交付金などは、果たしてこの括りの対象とするのが適切かどうかというふうな議論は当然出てこようかと思えます。それから、大きな2番の一括交付金の制度設計にあたりまして、まず(1)番、括り方をどうするか。経常と投資、大まかな政策分野といった括り方、これ具体的には次の15ページをご覧くださいませるか。15ページをご覧くださいませると、これも3月3日に出しました公表資料でございますけれども、一括交付金の対象 21兆円はこういうふうに一応縦横区分ができるだろうと。これは決まった区分の仕方ではありませんけれども、一つのたたき台としてこういう区分があるのかなと。上のほうに社会保障、義務教育、その他とあって、左のほうに経常的なものに対するお金、投資的なものに対するお金、こんなふうに一応区分がし得るというふうなことがあります。それを括るとすれば、例えばとして、下のほうに網掛けのところがありますが、括り方として経常分野で括るのか、投資分野で括るのか、あるいは縦に分野とありますけれども、例えば社会福祉関係ということですと括っていくのか、例えば何かしらの指標を持って、考え方を括っていくのかという、いわば経常と投資を縦から括っていく。いろんな考え方があるということで、こういったことをどう考えていくのかということについて、これから議論をするということになっています。

お戻りいただきまして、今、14ページの2番の(1)番のお話をいたしました。一方で、じゃあそういった括り方は括り方として、結果的には括り方と関連するんですけれども、総額をどんなふうに設定するのかとか、配分をどうするのか、配分基準をどうするのかとか、都道府県と市町村は分けて考えるべきかどうかといった議論があります。都道府県の場合には予算額の規模も大きいですので、比較的国から県に来る補助金交付金の類は、金額はそれほど大きな毎年の差はないかもしれませんが。ただ、市町村の場合には、予算規模が県ほど大きくないところに、例えば何かしら大きな公共事業やった場合には、その年には一気にたくさんの補助金があることがありますので、デコボコがあるということがあると思えます。したがって、県と市町村を一律の考え方とするのはおかしいんじゃないかというふうな議論はあるかと思えます。いずれにしても、まだ全く白紙ですけれども、そういうふうに一括交付金と一言で言っても、なかなか配分の仕方も難しい問題があるというふうなことがこの場でこれが少し透けて見えるかというふうに思います。

それから、2番の(3)番の下のほうから2つ目ですが、地方の自由度と拡大の国の関わりとありますが、一括交付金としてお渡しして、じゃ、どんなふうに使われたかというふうな評価をどんなふうにしていくのかといった問題もあります。当然血税を使うわけですので、きちんとした評価が必要だということは、これは当然ですけれども、どんなふうにしていくのが適切かという議論があるかと思えます。いずれにいたしましても、どういった補助金を対象にして、括り方をどうして、それが



決まったときに配分をどうしてくのかというふうなことについて、今様々議論が始まったばかりであります。

昨日、実は各府省から各府省が持っております補助金と、それから交付金に対します考え方のヒアリングというのがございました。今日、一部報道されてますけども、様々なご意見ありました。例えば国土交通省は新年度、22年度、予算案が今、国会に上がってますけども、2.2兆円の公共施設の大きな括りの交付金を制度化しようということで、国会の議論もなされております。それとの関連はどうかとか、それから農林水産省も2兆円に近い大きな括りの交付金が制度化されようとしております。まだ予算案通っておりませんので、まだ案の段階ですけれども、そういうふうな交付金と、今ここで考えようとしている交付金の関係はどうかといったことが、これからその議論になってまいります。

大きな方向としては、この14ページの頭にありますように、国から地方へのひも付きの補助金を廃止して、基本的には地方が自由度が高い交付金をつくって、地方の実情に応じた使い方を考えていただくというのが流れでありますけども、なかなかやはり課題も大きいところがありますので、今、原口大臣などの答弁は、23年度、新年度が22ですけども、23年度、翌々年度ですね、23年度から段階的に実施する方向でやっていくと、そんな答弁を申し上げております。

一括交付金は初めて議論される問題で、大変分野も広くて大きな事柄でございます。いずれにいたしましても、もう一度ご覧いただきますと、3ページの工程表の真ん中の黄色い棒です。今年の6月目途に作ってまいります地域主権戦略大綱の中に、基本的な考え方を織り込んでいくということになりますので、今その基本的考え方というのをどうするかということの議論が、戦略会議などでこれからなされていくということになります。

一括交付金につきましては、16ページご覧いただきますと、今後の検討のスケジュールが書いてあります。右のほうに地域主権戦略会議とありますが、3月3日に第2回が開かれまして、これから3月末、一応目標で3回目があると、ずうっとありますけども、この表の中では6月のところに一応おしりが出ておりますけども、この6月中に開かれます戦略会議で最終的にこういう基本的考え方で一括交付金化を図っていくんだということが出されていこうということになっています。ぜひこの辺の議論につきましてもご注目いただきたいというふうに思います。

次に、もう一度また3ページの表にお戻りください。3ページの表の法制関連のところをお願いいたします。下のほうの箱です。法制関連の最初に地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）とあります。この動きも今、始まっております、これは総務省が中心に今議論が進められております。

20ページをお願いいたします。20ページの地方行財政検討会議のことが書いてあります。地方行財政検討会議が総務大臣の下で立ち上がりまして、今、この地方自治法の抜本改正に向けまして議論が始まったところです。一番最後の紙、23ページにこの検討会議の構成員がございます。総務省、これは地方自治法を所管しております総務省の総務大臣が議長となりまして、自治体関係で津の市長がメンバーに入っております。こういったメンバーで今、地方自治法の抜本改正の議論が始まったところです。

具体的に何をしていくのか、何が論点として上がっているのかということが、21ページ、22ページでございます。21ページをお願いいたします。21ページに検討項目の例、検討の視点とありますが、検討項目の例の真ん中の1番として、自治体

の基本構造のあり方、二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化という、右のほうにご覧いただきますと、自治法は厳格な二元代表制を一律に採用しているけれども、「より多様な組織を地方自治体自らの判断によって決定できるような仕組みも考えられるか。」そういったことで問題提起がされておりまして、こういったことがこれから具体的に議論されるということで、まだ結論めいたものは全く出ておりません。

それから、1番の2つ目の に、基礎自治体の区分の見直しということで、「平成の大合併」の進展後、市町村の姿は変貌を遂げたが、今の基礎自治体、市町村のあり方についてはどうだろうか。それから、下のほうの2番の住民参加のあり方のところで議会のあり方がございます。地域主権型社会における議会の役割が十分に発揮されるよう、議会機能のさらなる充実強化を図っていく必要があるのではないかと、そういった問題提起がなされています。

それから、22ページご覧いただきますと、同じく住民参加のあり方の中で、検討の視点ですけれども、1つ目の には多様な層から幅広い住民が議会の議員に選ばれるような方策を考える必要があるのではないかと。2つ目には幅広い住民が議会の議員をはじめ、自治体の行政運営に参加するような方策を考える必要があるのではないかと。それから、3つ目の は、合併によって規模の拡大がなされたが、市町村内の地域内分権はどうかと、そういった視点がございます。

それから、1つ飛んで4番の自治体の自由度の拡大ですが、(規制緩和)とありますけれども、ここは非常にたくさん論点があると思うんですけれども、地方自治法の規律密度が高く、これ規律密度が高くというのは、要は物事を決め過ぎているのではないかとということかと思えます。したがって、この規律密度が高く、地方自治体の組織とか運営について、裁量の余地が乏しいという指摘があると。地方自治体の自由度を拡大すべきではないかと。また、全国的に統一して定めることが要請される事項をどう考えるかといったこと。いずれにしても非常に広い範囲の地方自治法の見直しの視点が提起されておりまして、こういった事柄が今議論が始まったところです。

20ページをご覧いただきますと、これからのスケジュールですが、今年の1月にこの会議が立ち上がりまして、来年の3月に地方自治法の改正法案を出すと。今申し上げました論点全部が出てくるのか、あるいは段階的に出てくるのか。これはもうこれからの議論の進展の度合いだと思います。いずれにしても、こういった議論が始まっているということについて、改めてご認識を賜ればと思います。

もう一度3ページの表に戻っていただきまして、3ページの表の下のほうの法制関連、今、私はその1つ目の地方政府基本法の制定、自治法の抜本見直しということをお願いいたしました。これにつきましても、夏の黄色の線のところですが、夏に出します地域主権戦略大綱の中で、おそらくその時点での議論の経緯でありますとか、こういった事柄について、今、こういった議論があるかといったことについて戦略大綱の中に何かしら記述が出てくるのではないかなというふうに思われます。そういう意味でこの黄色が入っているわけです。

それから、最後にご紹介申し上げますのが、出先機関改革です。これは国の出先機関の改革です。17ページをお願いいたします。17ページに国の出先機関改革について書いてございますが、一番頭に今申し上げました工程表の記述、それから、中ほどに Manifesto の事柄、下のほうにこれまで政府が取り組んできました議論の経緯が書いてあります。地方分権改革推進委員会の中では、この出先機関改革も

非常に大きなテーマになっておりました。下のほうにありますように、平成 20 年の 12 月には、1 年 4 ヶ月前ですが、第 2 次勧告ということで、一定の方向性の勧告がなされました。それを受けて、政府といたしましても平成 21 年の 3 月には工程表を決定したわけですが、その後、選挙があつて政権交代があり、現在に至っています。新しい地域主権改革という視点からは、やはりこの出先機関改革も大きな課題だということで、同じように、またその視点はいろいろ様々でありましようけれども、出先機関につきまして見直しをしていくということで、今議論が始まっております。

次の 18 ページをご覧くださいますと、3 月 3 日に出されました出先機関改革の検討課題とありまして、いくつかいろんなことが書いてありますけれども、いずれにいたしましても、こういった事柄について課題があるわけですが、議論は全くこれからでございます。具体的にこれからどうやっていくのか。今日も午前中、この会議がありまして、これを途中で私抜けてきたんですけれども、かなり中でいろいろと議論をいたしております。

19 ページをご覧くださいますと、当面、6 月に想定されます地域主権戦略大綱の決定に向けまして、どうやって議論を進めていくかということですが、論点整理をいたしながら、基本的な整理を 6 月にお示しするということになるかと思ひます。

一方、今、全国知事会のほうでは出先機関の原則廃止ということで、見直しのプロジェクトチームが立ち上がりまして議論が進められております。そういったことも横目ににらみながら、議論を進めていくということになると思ひます組織と仕事と人もお金も全部関係すること。大変大きな課題でございます、地方の意見もよく聞きながら議論を進めていくことになるかと思ひます。

もう一度 3 ページの横の表をお願いいたします。いろいろ申し上げましたけども、私はこの 1 月の異動で今の仕事に就いたんですけれども、それまでは三重県を離れまして、総務省の自治財政局、財政担当の審議官の仕事を 1 年と 3 月ほどやっておりました。交付税とか起債とかいった事柄が仕事だったんですが、この表の真ん中にちょうど地方税財源の充実確保という欄がありまして、これについても、この会議の議論の中で、これから議論されていくものと思ひます。いつ、具体的にどうするかというのは、まだそこまで具体的な日程には上がっておりませんが、地方にとりましては、税財政の問題、非常に大きな事柄です。

申し上げましたことをまとめてもう一度申し上げますと、この地域主権戦略の中で、まず、地域主権戦略会議という政府の方針を決める場が法律で位置付けようということで、今、法案をまとめて国会でこれからご議論いただくという段になっています。それから、この表の一番下にありますが、国と地方の協議の場につきましても、幅広い課題について議論ができるような協議の場を法律で設定しようということで、同じく法案を作って、今国会にこれからご議論いただくという段になっています。そういうことで、場が 2 つございます。いずれも法律に位置付けようということです。

それから、そういった場で何を具体的に議論していくのか。主には地域主権戦略会議で政府として政府の議論の場で何をするのかというのが、この表に書いてありますように、規制の問題、これは自治体に対する規制の問題、それから一括交付金化といったようなお金に関する問題、それから自治法の抜本見直し、これは総務省の検討会議の場がその具体の場になりますけれども、制度の問題として見直すべきところがあるかといった問題、非常に規制問題、それからお金の問題、制度の問題、

幅広い問題でありますけれども、そういったことが今議論が始まっているということにつきましてご紹介申し上げました。大変かいつまんだ話で雑駁な話で恐縮なんですけど、全体をぜひおつかみいただきたいということで、こういった資料を揃えたものでございますので、なにとぞご理解と、またご指導のほどお願い申し上げます。以上で、私の話をとりあえず閉じさせていただきます。ありがとうございました。

野田三重県議会副議長

望月様、どうもありがとうございました。それでは、ただ今から意見交換をさせていただきたいと思っております。限られた時間でありますので、申し訳ございませんが、質問は簡潔にお願いいたします。ご質問、ご意見等がございましたら、まず、挙手を願います。よろしいですか。お名前を言っていただいてから質問をお願いします。

廣田氏

四日市から来ました廣田です。今日は三谷議長のおかげでいい話を聞きました。明日からの新聞とかテレビ、興味を持って見ます。

2つございます。1つは市町村、日本で2,700強あると思うんですけども、こういう地域主権でモデルになるようなところがありましたら、2、3紹介したいと思っております。

それから、2つ目でございますけども、22ページの右上でございますけども、多様な層から幅広い住民うんぬんとありますけど、どこへ行っても男女参画共同、僕もほとんど行っていますけれども、結局男女平等でいながら、今回でも2つの会議、31名中、だぶっていますけど、女性が3名と、10%ですね。でも、いろんな審議委員見たら、全国平均は31%というんですけど、なぜこういうふうに女性をもう少しメンバーに入れられないかなと。女性の意見ですね、人口の半分以上が女性ですので、いろんな審議委員になぜ女性を入れないのかという質問でございます。2つお願いします。

望月内閣府地域主権戦略室次長

モデルにつきましては、ちょっと私も個人的ないろいろ思いはありますけれども、それをご披露する場でもないものですから、差し控えさせていただければと思うのですが。

2つ目はこの自治法の検討会の中で言うております多様な層からというのは、今、おそらくお話ありました女性の参画といったことも含めて、例えば勤めていらっしゃる方が議会でありますとか、それからいろんな自治関係の仕事に市町村とか県の周辺の仕事にそのものの仕事も含めて、もっと入ってきやすいような条件作りをすべきではないかと、そんな問題意識だと思います。女性の参画についても、これはもう大分年月経つと思うんですけども、審議会とか、それから、人事の問題も含めて、なるだけ自治体は登用をしようということで努力をしているというふうに、大分自治体間の差というものはあるかもしれません。ここの検討会の主眼というのは、制度の問題としてとらえてもっと参画しやすい仕組みはないかと、そういう観点での議論が始まっていると思います。

1点目はすみません。個別の市町村のことは全部分かっているわけでももちろんありませんし、申し訳ありませんが。

野田三重県議会副議長  
他にございませんか。

廣田氏

元副知事に質問しますけど、三重県の誇り、松阪牛、野呂知事と三重県の観光親善大使の磯野貴理さんと二十歳の松阪出身の歌手の西野カナさんはね、テレビでウシウシウシと言ってもらっているんですけども、実際はかなり、僕たちもギョウギョウって言っているわけですね。だから、ぜひ国でも、松阪牛を非常にPRしてほしいんですよ。そこで質問なんですけど、今日は地域主権ですけどね、私どもは新聞なんかで読んでも、地方分権と、それから地方主権とか、国民主権とか。ぜひ国のほうで言葉の統一してほしいんですよ。ちょっと僕も新聞全部読んでませんけど、ぜひ今日から地域主権というのであればね、国会議員も県会議員も市長さんもこれ使うとしないかね。

それから、もう1つ要望ですけど、英語はあんまり使わんでほしいんですよ。じゃあね、望月さんのおばあさん、おじいさんがセーフティネット分かつんのかと、ガバナンス分かるんかと、フェーズ分かるんかと。ちょっと英語が民主党の方は多いと思うんですよ。お願いします。

望月内閣府地域主権戦略室次長

松阪牛(うし)は、私も三重県で仕事をするまでは、松阪牛(ぎゅう)だと思ってました。ただ、正式にはウシだというふうなことを伺って、私は努めて松阪ウシというふうに言うようにしてます。

廣田氏

できたら、名刺のそこへもう松阪ウシと書いてほしいんです。

望月内閣府地域主権戦略室次長

分かりました。気がつきましたらそのようにお話しするように努めてやります。

それから、地域主権とか、国民主権とかいろんな言葉があって、私も最初にここに来て名刺を作って、ある学者の方にお話したときに、名刺渡したんですよ。望月ですと言ったらですね、望月さん、地域主権で書いてあるけども、地域に主権であるんですかと。おかしいんじゃないですかということ、そんなふうに言われたんですよ。地域主権というのは、ちょっと言葉としてどうだろうかということ、言われました。

実は先ほどちょっと申し上げましたけれども、地域主権という言葉自体を法律に定義付けることじゃなくって、地域主権改革ということで定義付けをしました。

私は地域戦略室の次長ですけども、私の上司は逢坂総理大臣補佐官です。前の二セコ町長ですね。逢坂補佐官にいろいろご相談をして、いろいろと実務的な判断を仰いでいくということが今の私たちの流れです。逢坂補佐官なり、原口大臣のいろんな場での話をご紹介させていただいたら、地方分権と地域主権はどう違うんだということを聞かれることがあります。こんなふうな説明をよくお話をされています。地方分権というのは、上から下に分け与えるというふうなイメージが非常に強い言葉なんだと。地域主権というのは、主権者である国民、住民が住民の気持ちとして湧き上がってくるもので地域をつくっていくんだと。視点が違うんだということです。結果としまして地方分権も地域主権も登る山のてっぺんは同じだけど登り

方が違うんだということをおっしゃる方もいらっしゃいます。いずれにいたしましても、最終的なゴールというのは、5ページの地域主権改革の定義にもありますように、自治体なり、それから地域に住んでおられる方が自発的な意思でしっかり物事が判断できて、仕事ができるようにするというふうなことを、制度やお金の面でどう手助けするかというふうなことに尽きるんだというふうに思います。

それから、横文字につきましても、今お話がありましたような指摘、できるだけ私たちも横文字は不必要に使わないようにしなきゃいけないというふうに思います。注意してやっていこうと思います。

野田三重県議会副議長

それでは、他の方でご質問、では、どうぞ。

石井氏

名張市から来ました石井と申します。本日は誠にありがとうございました。

1点、質問させていただきたいと思います。今の望月さんのお話を聞いてまして、ちょっとページがいろいろ飛んだりとかですね、体系的なお話が聞けなかったのも、理解があまりまだ自分の中ではできていないんですが、一括交付金の制度化ということで、先ほど、国から地方へのひも付き補助金を廃止して、基本的に地方が自由に使える交付金とするという方針、これは地域主権ということで、地域、あるいは基礎的自治体が国の補助金を受けて事業をするというんじゃなくて、その総額をもっと配分がこれからどうするかと、そういう話もありましたし、名張は今、夢づくり地域予算制度が平成15年からスタートしました。その費用が地域で今、正にこのミニ版だと思うんですね。要するに市が決めたメニューがある。それを地域がそのメニューどおりに事業を展開するというんじゃなくて、その総額を配分して、地域があるいは公民館単位なんですけど、そこが自由に地域課題であったり、あるいは将来の自分の地域のビジョンを進めるためその予算を使うという、自由度なんですよね。

先ほど、21兆円、今、平成22年度の予算で21兆円、これは3分の2が社会保障関係、そして公共事業が3.1兆円と、その他ありました。この21兆円、今で言えば21兆円が一括交付金制度化の総額になるのかということが1点と、それと社会保障というのは地方や地域で決めるというよりも、むしろ、ナショナルミニマムでやっぱりきちんとしたそういうことをやっていかなければならないと私は思うんですが、その辺も自治体によって自由に考えて使っていくものなのか。その辺ちょっと私、先ほどのご講演の中でそう受け取っていいのか。いや、そうじゃないんだという話なのか。その辺をお聞かせさせていただきたいと思います。

望月内閣府地域主権戦略室次長

そこは一括交付金を考える際の大きなポイントで、多分一番議論が分かれる一つだと思います。今、いろいろと、何もまだ決まってないんですけども、こうなった場合はどうかな、ああなった場合はどうかなって、いろんな事柄を事務的に議論する中で、必ずその問題は出てくる話です。

21兆円全体が一括交付金、まず、一括交付金で何だろうということなんですけども、金額はともかく、一括交付金の一括というのは、対象となった補助金なり交付金、今ある交付金というのを束ねて一括して、その交付金として渡すと。一本で渡

すと。一本として渡す場合に、多分一番究極のあるべき姿といのは、これはおそらくマニフェストに書いてあることを素直に読むならば、使い道は基本的に縛りませんと。この範囲の中でもう実際自由に使ってくださいということだと思っんです。

じゃ、交付税とどう違うんだというのは、非常に難しい問題です。

次に出てくるのはどんな補助金を括るんだという問題が出てきます。交付金はそうだとした場合にですね。おっしゃったように、例えば生活保護のお金があります。社会保障のお金があって、それはもう法律で何分の1とか、国保はこうとかと、もうルールがきちんと決まっていますよね。そういったものまで含めて交付金の対象とすることについては議論が分かれるところだと思います。自治体が一括でもらったって、法律でもうルールがあるんだから、そこに入れるしかないから、それはそれでもらうことのメリットはなんだろうということを考えなきゃいけないでしょうね。もし、それを入れてメリットがあるとするならば、事務手続きが簡単になるというようなことはあるかもしれませんが、じゃ、本当にそれだけでいいのかという議論も一方であると思っんです。

ですから、今お話になりました21兆円がどうかとかですね、それから社会保障関係がどうかというのは全部絡まってくる話です。もう制度がきちんとあってですね、何分の1って決まっているものについては、一括交付金とするには馴染まないんじゃないかという議論も、一方ではあるかもしれませんが、そういった事柄をこれから調整しながら、どうしてくのかという議論が始まったということです。

一括交付金について、一括交付金という中でおそらくどこの議会でも、それから首長部局でも去年から今年にかけて何次かの補正予算で1兆円の交付金とか、6,000億円の交付金とかっていう仕組みがありました。これについても、私、前の仕事で大分関わったのですけれども、あれは一定のルール、客観的なルールで各市町村、県に何十億円、何億円ということで決まったルールでお渡しして、基本的には若干の縛りはありますけれども、かなり自由に使えたわけです。だから、私も自治体側にいたら、これは使い勝手いいなというふうに思ったと思います。そういうものこそ、交付金の1つのあるべき姿だという議論もあると思っんですね。

じゃ、社会保障関係のそういったお金を、そんなふうな使い方をしてもいいような交付金にすることが適当かというのが、これまたなかなか悩ましい問題があって、そういった事柄をもろもろ含めて今、議論が始まったというふうにご理解をいただきたいというふうに思っんです。

野田三重県議会副議長

じゃ、簡潔によろしく。

石井氏

社会保障がこの中に入るといのが、ちょっと私は馴染まないと思っんですね。これ日本中、どこの地域、どこの自治体であろうとも、やっぱりその人の、例えば要するに老後の問題であったりね、医療の問題であったり、介護の問題、同じサービス、同じ保障をされるべきであって、要するにその自治体の首長さんが自由にそれを配分できるようなことであってはならないと思っんですね。その辺はこれからのそちらの議論になると思っんですが、もう1つは、やはり社会保障といのは政権が代わって、制度がまた変わるということであってはならない。だから、もう末永くその社会保障、国民の生活を守るという意味では、どう政権が代わろうとも、

きちんとした社会保障の議論をして決定していくということが私は大事だと思っ  
てますので、よろしく願いいたします。

望月内閣府地域主権戦略室次長  
ありがとうございます。

野田三重県議会副議長  
それでは、後ろの方で手挙げてましたけど、よろしいですか。

岩脇氏

津市からまいりました岩脇です。先ほど地域主権の言葉についてお話がありまし  
たけども、まさしく地域というか、住民にやっぱり主権があるんだということが、  
今回のこの地域主権の改革の本質なのかなというふうに私は考えてまして、今、自  
治基本条例の制定、この津市でも検討されてますけれども、そうした中で、その地  
域、今、名古屋市でも地域委員会などが始まってますけれども、そうした都市内分  
権の中でどういうふうに住民が自治に対して関わっていくかっていう、先ほど、湧  
き上がりっていう言葉がありましたけれども、そういった部分でなかなか地域主権  
というふうに頭からパンと言われても、なかなかワクワクした感じとか、住民のそ  
ういうドキドキした感じとか、そういったものっていうのは非常にバカみたいに聞こ  
えるかもしれないけど、非常に重要なことじゃないかなと思ってまして、そうし  
た部分で地域主権戦略室として、国民的な運動というか、そういう湧き上がりの部  
分をどういうふうに作っていくかっていうその戦略というものについて、逢坂室長、  
正しくニセコ町で取り組まれたっていうご経験を基にして、いろんな戦略もお考え  
になられてるのかなとは思ってますけども。そうした部分でもしお考えがありまし  
たらお伺いさせていただきたいです。

望月内閣府地域主権戦略室次長

これから私たちが大きな課題として取り組まなきゃいけない事柄だと思います。  
こういった、先ほど、工程表をご覧いただきましたけれども、あの動きも具体的に  
始まったばかりですので、今お話ありましたような、湧き上がりへの対応を、私た  
ちとしてどういうふうに私たちの仕事とうまく結びつけながらご理解をいただく  
のでは、なかなか難しい課題だというふうには現実には思います。

先ほど、地方自治法の見直しのお話を申し上げましたけども、あの中で地域内分権  
の話が議論として出てきております。今でも自治法の中にはいろんな規定がありま  
すけども、そういった規定を使うか使わないかは別にして、そういった今お話あり  
ました湧き上がりのパワーといいますかね、そういったものをバックアップとい  
いますか、側面からバックアップするような仕組みというのがあるのかなという  
ことの議論がきっとあるんだと思います。私たちの一つの大きな課題として、そ  
ういった取り組みをしなければならぬということ、今改めまして思いました。ま  
だ十分な取り組みができていないとは思いませんけども、大きな課題として取り組  
んでいこうと思います。

野田三重県議会副議長

それでは、はいどうぞ。まず、名前言ってからお願いします。



北田氏

津市の北田と申します。質問の要点といたしまして、過去の分権改革の勧告の中に、条例による法律の上書きに関してあったかと思うんですけども、これの今地域主権改革の中でどのような話がされているのか、また、憲法 92 条と 94 条の関係について教えていただきたいです。

質問の趣旨といたしましては、義務付け・枠付けの見直しに関して考えると、その法律によって裁量を持たして、条例によって強化であったり、緩和という考え方は非常に分かりやすいんですけども、一方で法律のさらに上書きということに関しまして言いますと、憲法 94 条だったかと思いますが、法律に違反してはならないという条項があるかと思うんですが、法律はあくまでナショナルミニマム、最低限の基準として、かつ各地方で条例によってさらに上書きであったり、緩和であったりしていくという方向へ行くのか。そこら辺がちょっと分からなくて教えていただきたいです。

望月内閣府地域主権戦略室次長

過去の勧告の中の議論で、今お話ありました条例による上書きのことがございました。上書きとは何かというのは、多分論ずる方によって若干ずつ違うように私には思えるんですけども、今回の法律で国が定める基準を参酌基準とすることなどで一つの答えを出したと思います。一番地方に自由度を持たせる参酌基準とした場合には、自治体は一定の範囲で緩くしたり、またきつくしたりということが可能になるわけです。

これまでも全く皆無ではなかったと思うんですけども、今回まとめて何本かの法律をそうやって法律改正しますので、その考え方を生かしながら、次の第 2 次見直しも行います。ですから、これまでにはほとんどなかったような、そういうふうな決め方が法律でなされていくと、この基準は参酌基準ですと。だから、条例で決めてもらうんですけども、ある程度ハンドルの遊びがありますよというふうな法律がどんどんできていくと、それに沿って自治体のほうではまず条例作りをしなくてはいけません。執行部は知恵を絞って、国の基準と同じようにするのか、あるいはきつくするのか、緩くするのかということを考えて議会にご提案するということになります。

上書きの議論については、一つの方向性が出たと私は思います。これからもそういうふうな方向でやっていこうということで、今、作業をしています。

野田三重県議会副議長

じゃ、後ろの方。

奥川氏

玉城町の奥川と申します。条例を各地方で決めていくケースが多くなってくるといふふうなお話を聞きました。決めるということは、我々議員としましても、かなり勉強して判断をしていふふうなことになり学んでやっていくということも当然必要でありますし、今、そのためには、先ほどお話ありましたように住民参加といたしますか、結局は住民の声を聞いて、それを意見をもって行政と条例がいいか悪いかといふふうなことを結論付けていくといふふうなことが、議員として必要だと

いうふうに思います。

そういったことでいろんな形で、今、三重県もそうです。議会改革とかいろんなこともやられておりますし、北海道の栗山町ですか、そこでも議員報告会とか、いろんな形で議会改革を進めておられるというふうなことも存じておるわけですが、そういった意味で、この中で国が決めようとしているということは、この議会改革も各地方で今かなりやっておられますし、今日は後援の方がそういった方ばかりでございます、そういったことを指導的にうまく調整をしながら、個々にやっておられます議会改革と、それと国が考える議会のあり方というふうなことをうまく共有されていかれるのかと。当然そのメンバーの中には、議員の方も市町村議会とか、いろんな議会ありますけど、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

望月内閣府地域主権戦略室次長

先ほどご紹介いたしました総務省の地方行財政検討会議の中には、議会の団体の代表の方も入っていらっしゃいますし、テーマはかなり議会に関わることが多いように思います。

今ほどお話ありましたように、今度は先ほどの上書き条例ではありませんけども、執行部でかなり判断をして議会におかけして、議会のほうでもそれが本当に適切かどうかというご判断をいただくような、そういう場面が増えてくると思います。

行財政検討会議の中では、議会のあり方について幅広い検討項目になっています。今お話あったように、議会の問題については、先進的な取り組みをなされているところのことも含めて、相当これから幅広く深い議論がされていくのではないかなと思います。

でも、大変大きな課題の分だけ、早々簡単に結論が出すのが適切かどうかという議論も当然一方にあると思います。相当慎重な議論がなされていくのではないかなとは思いますが。執行部側の知事会、市長会、町村長会側のまたお考えもありますし。

野田三重県議会副議長

他にございませんか。後ろの方。

海住氏

私、松阪市議会議員の海住と申します。先ほどの議会のあり方の21ページの部分なんですけれども、大きな2の住民参加のあり方の1項目として議会のあり方を位置付けてあるんですが、本来的に別項目ではないかというふうに私は思ったものですから、この位置付けの問題でお聞きしたいと思いました。

なぜかと申しますと、住民参加のあり方という場合は、自治体の意思形成のプロセスといいますか、首長の意思形成の中のガバナンスという部分に含まれる領域だと思っておりますけれども、議会が二代表として最終意思決定をする機関とあるとするならば、それは別項目でなければならぬのではないかと思います。そして、その検討の視点という部分は、まさしく議会のあり方の部分が多々触れられています。したがって、この2の項目の中に含むのは望ましくないのではないかなと思っておりますが、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

望月内閣府地域主権戦略室次長

どうしてそうなったのか、ちょっと私もそこまでは聞いてないので分からないん

ですが、ここで言ってる、おそらくこの左のほうに住民参加のあり方があって、議会があって、住民投票があって、その長の多選制限というのがあって、それから、長のあり方も含めて、住民として投票権の行使というんでしょうか、そういうことの住民参加も含めたきっと幅広い住民参加ではないのかなというふうに。ちょっと住民参加という言葉から、住民投票制度とか、もっといろんな審議会に住民が参加するとかって、そういうふうなことが連想しがちですけども、ここはおそらくもう少し広い意味のことを言ってるのではないかなというふうな。投票権の行使という感じで、その先に議会があって、長もあるという、そういうふうな括りではないかなということ、今見てみて思いましたけれども。

海住氏

その辺、ちょっと再整理を可能であればしていただいたほうがいいのではないかなと思いました。ありがとうございます。

野田三重県議会副議長

他にございませんか。せっかく首長さんで出席されておりますんで、だれかご質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、予定した時間に大分近づいてきましたので、少し早いんですけども、この辺で意見交換は終了させていただきたいと思えます。

望月様には大変お忙しいところ、貴重な講演をいただきました。本当にありがとうございました。改めて拍手をお願いします。

本日はたくさんの方々にお集まりいただきまして、このように盛大に開催することができましたことを、改めて心から感謝申し上げます。今後とも三重県議会の議会運営、議会改革の取り組みにご理解、ご協力いただきますよう、さらにお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、本日の地域主権セミナーを終了させていただきます。どうもありがとうございました。